

令和 8 年洞爺湖町教育委員会第 2 回定例会会議録

日	時	令和8年3月23日（月）	10：00より
場	所	役場第2委員会室	
出席委員		教育長	渋川 賢一
		委員	吉田 聡
		委員	岡本 里佳
		委員	岩崎 義久
欠席委員		委員	来栖 由喜
説明員		教育推進課長	細江 幸恵
		社会教育課長	角田 隆志
会議録調整者		教育推進課課長補佐 春名 宣寛	
傍聴者		無し	
日程第1			
【開会宣言】		渋川教育長 開会を宣言する。（10：00）	
日程第2			
【前回会議録の承認】		渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。	
日程第3			
【教育長諸般の報告】		渋川教育長 2／17 定例教頭会議（第2委員会室） 2／18 総務常任委員会（第1委員会室） 2／19 第2回「室蘭圏域高校の在り方検討会議」 （室ガス文化センター） 2／20 商工会女性部文房具寄贈式（教育長室） 2／24 育英資金運営委員会（301会議室） 2／25 胆振管内教育実践表彰（とうや小学校） 2／27 臨時教育委員会議（第2委員会室） 読書感想文・感想画コンクール表彰式（町民ホール） ロータリークラブ図書寄贈式（教育長室） 2／28 有珠山防災訓練・防災講演会（洞爺湖文化センター） 3／1 虻田高等学校卒業式（虻田高校） 3／2 臨時校長会議（第2委員会室）	

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 4 号	3 / 3 定例教頭会議（第2委員会室） 3 / 4 財田の太鼓台を担ぐ会記念誌寄贈式（町長室） 3 / 5～ 1 1 洞爺湖町議会3月会議・予算特別委員会（本会議場） 3 / 8 ふれ合う心の文化広場（洞爺湖町文化センター） 3 / 9 虻田高校学校運営協議会（虻田高校） 3 / 1 4 虻田高校ボドゲ・フェスタ（虻田高校） 3 / 1 6 育英資金運営委員会（301会議室） 学校給食運営協議会（いきがい交流センター） 3 / 1 8 体育協会スポーツ表彰式（302会議室） 3 / 1 9 とうや小学校卒業式（とうや小学校） 部活動の地域展開検討委員会（302会議室） 3 / 2 3 教育委員会議（第2委員会室） 学校給食運営協議会（302会議室） 社会教育委員会議（第2委員会室） 渋川教育長 それでは日程第4報告事項でございます。報告第4号教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について事務局よりお願いいたします。 細江教育推進課長 2ページをお開きください。 第4号教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告させていただきます。1、寄附についてでございます。 このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚意にそういうありがたく受納させていただきました。 食材の寄附で、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会会長、伊達市長 堀井敬太氏より虻田・洞爺学校給食センターへホタテ貝柱12キロをいただいております。 2番目の図書の寄附でございます。町内小中学校へ洞爺湖ロータリークラブ会長滝澤敏哉氏より、図書83冊をいただいております。1校3万円相当ということで、それぞれ各学校で選んだものでございます。虻田小学校が18冊、洞爺湖温泉小学校16冊、洞爺小学校24冊、虻田中学校8冊、洞爺中学校17冊となっているところでございます。 3番目の文房具の寄附でございます。これは町内小学生新1年生へ洞爺湖町商工会女性部、部長、内藤さよ子氏から水性ペン8色入り43セットいただいたところでございます。 4番目も、こちらも文房具の寄附でございます。公益社団法人室蘭地方法人会、洞爺湖支部長、鈴木雅善氏から町内小学校新1年生へ文房具セットを42セット寄附をいただいております。 5番目のランドセルカバーの寄附でございます。町内小学校新1年生へ生活
--	--

協同組合コープさっぽろ執行役員、宅配事業本部長、豊田真人氏より、ランドセルカバー40枚の寄付をいただいたところでございます。

続きまして二つ目といたしまして、仮称洞爺湖町が目指す15歳の姿の意見募集並びに熟議の場の開催についてでございます。以前、熟議の場の開催等について、協議会において経過報告をさせさせていただいておりますが、改めて報告をさせていただきます。洞爺湖町では、子供たちにとってよりよい教育環境を整え、質の高い教育を進めていくために、令和10年4月から町内全ての小・中学校において、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育による教育制度導入を予定しており、それに伴い、義務教育9年間を修了する子供像を仮称洞爺湖町が目指す15歳の姿として、児童生徒や保護者、教職員、町民の方々からキーワードの募集を行い、326名の方々から多くの声、キーワードをいただいたところでございます。また、2月14日土曜日には、洞爺湖文化センターにおいて、約80名の児童生徒や保護者、教職員、学校運営協議会委員、町民の方々の参加をいただき、義務教育修了段階の目指す15歳の姿について町民総がかりで協議を行うことができました。今後は、協議いただいた内容等をもとに、洞爺湖町校長会の協力をいただき、令和8年3月末までに文章化し、決定してまいります。

以上でございます。

渋川教育長

それではただいまの報告について質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして報告第5号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について事務局よりお願いいたします。

角田社会教育課長

議案書4ページになります。報告第5号社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について次のとおり報告するものでございます。

令和7年度読書紹介文、読書感想が募集事業についてでございます。読書の感動を文と絵画で表現することを通じて、読書の楽しさを体験してもらうことを目的に、洞爺湖ロータリークラブとの共催で、秋の読書週間、10月27日から11月9日に合わせ、読書紹介文と読書感想画を募集いたしました。小中学校の児童生徒より203作品の応募の中から、審査の結果、14名の入賞者が決定しました。表彰式は2月27日に洞爺湖町役場ロビーにおいて、洞爺湖ロータリークラブ会長より賞状及び念品を進呈いたしました。なお、児童生徒の作品につきましては、2月27日から3月6日まで、役場ロビーに展示いたしました。

以上でございます。

渋川教育長

それではただいまの報告についてご質問があればお受けしたいと思います

・報告第 6 号	いかがでしょうか。 《なしの声》 はい、それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。 続きまして、報告第 6 号臨時代理の報告について、洞爺湖町体育施設条例の一部を改正する条例について事務局よりお願いいたします。 角田社会教育課長 議案書 4 ページになります。報告第 6 号臨時代理の報告についてでございます。 洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。 6 ページは町長から教育長への意見の聴取、7 ページは教育長から町長へ異議のない旨の通知でございます。 8 ページが条例改正の内容で、洞爺湖町体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。 洞爺湖町プールにおきましては老朽化により設備等に不具合が生じ、さらに建物につきましても今後の維持管理に多くの財政支出が必要であることから、洞爺湖町内プール施設の廃止方針に基づきまして、洞爺湖町プールを廃止するため同条例の一部を改正したものでございます。 改正の内容でございますけれども、9 ページから新旧対照表でご説明いたします。 第 2 条の名称及び位置、別表第 1 の体育施設の開館時間及び休館日の中で洞爺湖町プールの方を削り、また 10 ページ、11 ページ、別表第 2 の使用料につきまして、第 2 号削り、第 3 項を第 2 項に改めるものでございます。 議案書 8 ページに戻りまして附則でございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。 説明は以上となります。 渋川教育長 それではただいまの報告について質問があれば多くお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。 《なしの声》 それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。
・報告第 7 号	次に、報告第 7 号臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 8 年 3 月会議提出一般会計補正予算第 6 号について事務局よりお願いいたします。 細江教育推進課長 それでは議案書 12 ページになります。 報告第 7 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 8 年 3 月会議提出一般会計補正予算第 6 号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

13ページ目が、町長から教育長宛ての補正予算に対する意見を求める文書でございます。

14ページが、教育長から町長に対し、異議がない旨を通知する文書でございます。

それでは、補正予算の中身について、別紙資料で令和7年度歳入歳出予算事項別明細書の補正予算第6号で、ご説明をさせていただきます。

今回の3月議会に提案いたしました歳入歳出補正予算につきましては、ほとんどが決算見込みによる執行残というものでございます。節ごとの詳細は説明を省略させていただきたいと思っております。

1ページ目の歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金2,422万9,000円の減額補正、16款道支出金、2項道補助金、7目教育費道補助金1,222万2,000円の増額補正で、こちらは公立学校情報機器整備費補助金について、補助金科目の誤りによる更正をするものでございます。国費で予算計上補正予算をしておりましたが道費での納入になりましたことから、道費への科目を更正したものでございます。

19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金で教育委員会として、一部50万円の減額補正をしてございます。

次に、22款町債、1項町債、8目教育債で1,590万円の減額補正で、どちらも歳出の執行残により減額するものでございます。

続きまして、歳出の1ページ目でございます。10款教育費、1項教育総務費、3目諸費でございます。補正額246万円の減額でございます。教育推進事業、支援員・介護員等の欠勤等に伴う執行残や高校生通学費等の助成金等の執行残及び小中学校のスクールバスの運行事業で、バス借り上げ料の執行残でございます。

続きまして2項の小学校費、1目小学校管理費でございます。補正額402万円の減額でございます。小学校管理事業で、工事請負費等の執行残によるものでございます。

2目教育振興費、1の小学校就学援助費事業でございます。補正額60万円の減額でございます。こちらは、扶助費等の執行残によるものでございます。

続きまして、2ページの3項の中学校費、1目中学校管理費でございます。こちらの補正額は24万円の減額でございます。中学校管理事業で、公務補の共済費、バスの借り上げ料等の執行残によるものでございます。

2目教育振興費、1の中学校就学援助費事業でございます。補正額として55万円の減額でございます。こちらも小学校費と同様、扶助費の執行残によるものでございます。

続きまして3ページ目の5項の保健体育費、3目給食費施設費でございます。補正額69万5,000円の減額でございます。洞爺給食センター運営事業で、人件

費及び手数料補助金の補助金等の執行残によるものでございます。その下の虻田給食センター運営事業で、こちらも人件費及び手数料補助金等の執行残によるものでございます。

以上、教育推進課の所管の説明を終わります。

角田社会教育課長

それでは社会教育課所管の補正内容でございます。議案説明資料 2 ページから 3 ページ、4 項社会教育費及び 5 項保健体育費でございますが、いずれも令和 7 年度の支出見込みによります執行残を減額するものでございます。なお、2 ページの一番下、5 目文化財費につきましては、企業版ふるさと納税により 100 万円の財源補正をするものでございます。

説明は以上となります。

渋川教育長

それでは、ただいまの報告について質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして、報告第 8 号臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 8 年 3 月会議提出一般会計予算、当初について、事務局よりお願いいたします。

細江教育推進課長

議案書 15 ページになります。報告第 8 号臨時代理の報告について、洞爺湖町議会、令和 8 年 3 月議会提出の令和 8 年度一般会計予算、当初予算の教育委員会関係分についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

16 ページが町長から教育長に対する意見の申し出でございます。

17 ページなんですけれども申し訳ございません、件名が補正予算案に対するとなっておりますが、こちら令和 8 年度一般会計予算案に対する意見についてと訂正願います。

17 ページが、教育長から町長に対する異議はない旨の通知でございます。

それでは、予算の別添資料の令和 8 年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。まずは教育推進課所管の部分から説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。中ほどの 15 款の国庫支出金のところから説明させていただきます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金で、311 万 5000 円予算計上してございます。このうち、右側の節の 1 の小学校費補助金と 2 の中学校費補助金が教育推進課所管となります。その内容といたしましては、小中学校の就学援助に係る国の負担の歳入を見込んでいるものでございます。

続きまして、16 款道支出金、2 項道補助金、7 目教育費、道補助金で 1,615 万 1,000 円を予算計上してございます。このうち右側の節の 2 の小学校費補助金ですが、こちらは学校給食費負担軽減補助金を見込んでいるものでございます。

続きまして 3 の委託金、4 目教育費委託金で、70 万円の予算計上をしており、こちらは右側の節の 1 の教育費委託金ですが、スクールソーシャルワーカーの活用事業の委託金を見込んでいるものでございます。

今お配りさせていただきました。資料ですが 17 の財産収入でございます。17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入でございます。こちらは、町内 15 戸の教員住宅の貸付料の収入 91 万 2,000 円を予算計上しているところでございます。

続きまして、19 款の繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金で、本年度予算額 3 億 5,169 万円を計上してございます。このうち、教育委員会の関連につきましては、右側にあります育英資金等の教育振興基金からの繰入、みんなの基金からの繰入としまして、それぞれ記載している事業を計上してございます。

22 款の町債、1 項町債、6 目教育債で、680 万円を計上してございます。1 の過疎地域持続発展特別事業債の過疎債で、こちらは高校生の通学費の助成に係る費用としての記載でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出でございます。1 ページめくっていただきまして、3 の歳出に入らせていただきます。教育委員会の運営事業でございます。教育委員会運営事業として、10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございます。本年度予算額 165 万円、前年度対比で 3 万 6,000 円の増でございます。こちらは教育委員会の運営に係る事業を盛り込んだ予算となっております。教育委員さんの報酬や交際費に係る経費を計上してございます。前年並みの予算計上となっております。

続きまして、事務局の管理事業の費目の事務局費でございます。本年度予算額 99 万 5,000 円、前年対比で 21 万円の増であります。教育委員会の事務局運営に係る事業で、主な内容は事務局の旅費や各種負担金に要する経費などを計上しており、主な増減の内容としては、8 節の旅費、細節の普通旅費でフレンドリーツアーの部分の教育長旅費が 15 万円と英語指導専門員の旅費として 6 万円増額してございます。こちらのフレンドリーツアーにつきましては、来年度のフレンドリーツアーで、教育長と一緒に三豊市を訪れる部分の旅費を計上しているものでございます。

次に育英資金等の教育振興基金管理事業でございます。本年度予算額 2,946 万 9,000 円で、前年対比で 4 万円の減でございます。育英資金等の教育振興基金の管理に係る事業で、主な内容は、育英資金の入学時の給付事業やふるさと納税に係る基金積立に要する経費を計上しており、主な増減理由としては、主な増減の内容としては 24 節の積立金で、ふるさと納税額の減によるものでございます。

続きまして、3目の諸費で教育推進事業でございます。本年度予算額6,999万7,000円、前年度対比で1,219万5,000円の増でございます。教育推進に係る各教育活動や教育支援に係る事業で、主な内容としては、会計年度任用職員の人件費、システム使用料虻田高校支援や子育て支援に要する経費を計上しているものでございます。主な増減の内容としては、1節の報酬で学習支援員、介護員の業務業務及び配置の見直しによる会計年度任用職員2名分の人件費が増となっており、13節では使用料及び賃借料で、AIドリルの使用分が前年度対比で109万円の減となっております。

18節で負担金補助及び交付金で洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルの補助金が前年度対比で72万円との増となっているものでございます。

続きまして、次のページの小中学校のスクールバス等運営事業でございます。本年度の予算額3,287万6,000円、前年度対比で237万7,000円の増でございます。虻田洞爺地区に運行しているスクールバスの運行に係る事業で、主な内容は、燃料費や運行委託に要する費用を計上してございます。主な増減の理由は、12節の委託料の運行経路が変更に伴って委託料が増額となっております。

続きまして、箱根町の中学生親善交流事業でございます。本年度予算額143万円で、前年度対比で11万6,000円の増でございます。姉妹都市の箱根町の中学生との交流事業で、交流内容に係る経費としては報奨金や旅費を計上してございます。予算としては前年度並みの計上になっております。

次に、4目の教員住宅の管理費で、教員住宅の維持管理事業でございます。本年度の予算額といたしまして、80万1,000円で、前年度対比で10万円の増でございます。こちらは、教員住宅の維持管理に係る部分の予算を計上しており、内容は町内の15戸の教員住宅の維持管理の部分でございます。増の内容としては、需用費の修繕費で入居者の教員住宅の修繕を見込んで10万円の増となっております。

続きまして、下段の2項の小学校費、1目小学校管理費、小学校管理事業でございます。本年度の予算額4,340万9,000円で、前年度対比で1億1,552万1,000円の減でございます。こちらは三つの小学校の管理運営に係る事業でございます。

主な内容としては、会計年度任用職員の人件費や光熱水費、各種委託業務の要する経費を計上してございます。主な減額の要因ですが、14節の工事請負費で、各小学校のエアコン設置工事が完成したことによる減、また、増といたしましては、支援員が2名増増となっていることで、人件費が増額となっていることでございます。

続きまして次のページの中段で、小学校のICT環境整備事業でございます。本年度の予算額366万5,000円、前年度対比で1,734万円の減でございます。こちらは三つの小学校のGIGAスクールの環境整備に係る事業でございます。主な減額の内容といたしましては、17節の備品購入費で、教師用パソコンと児童用のタブレット端末の購入が完了したことにより、大きく減額となっております。

続きまして2目の教育振興費で小学校就学援助事業でございます。本年度予算額856万6,000円、前年度対比で212万1,000円の増でございます。主な内容としたしましては、学用品費から卒業アルバム代までの11項目を扶助費として計上してございます。主な増の内容ですが、対象項目においての対象学年の人数が増となっていることから、増額となっているものでございます。

続きまして小学校教育振興事業でございます。本年度予算額286万8,000円、前年度対比で54万3,000円の減でございます。こちらは小学校の教材整備に係る事業で、主な内容としては学習に必要な教員の指導書や教材の購入に要する経費を計上しているものでございます。また主な内容で10節の需用費が4年後の教科書改訂に伴う教師用の指導書の更新が必要のないことから、前年並みの予算計上となっております。

続きまして次のページでございます。3項の中学校費、1目の中学校管理費中学校管理事業でございます。本年度予算額3,667万5,000円、前年度対比で6,700万9,000円の減額でございます。二つの中学校の管理運営に係る経費でございます。こちら小学校と同様に会計年度の人件費や光熱対水費等を予算計上しているものでございます。主な予算の内容としたしましては、12節の委託料で、虻田中の移転に伴い、備品等の廃棄物の運搬処理の委託料を計上してございます。

また、14節では、工事請負費で、小学校と同様、エアコンの設置が完成したこと、あとは虻田中学校が虻田小学校への移転に伴う改修工事が完了したことによる減となっております。

続きまして中学校のICTの環境整備事業でございます。本年度予算として276万8,000円で、前年度対比で1,093万円の減でございます。こちらは小学校と同様に、二つの中学校のGIGAスクールの環境整備に係る部分の予算を計上しており、主な減の内容としては、小学校同様、教師、生徒用のパソコンタブレット端末購入が完了したことにより、大きく減となっております。

次のページで2目教育振興費でございます。こちらは中学校の就学援助事業でございます。本年度予算額699万5,000円、前年度対比で55万2,000円の増でございます。こちら小学校と同様の義務教育を円滑に図るために支援をする事業でございます。主な内容は、学用品費から卒業アルバム代の13項目を扶助費として計上してございます。主な増の内容としては、小学校と同様の内容になってございます。

続きまして、JETの海外青年招致事業でございます。こちらの本年度予算額として553万2,000円で、前年度対比で18万8,000円の増でございます。外国語教育の充実を図るため、ALTの招致に係る事業で、主な内容は、ALTに係る人件費等を計上しております。主な増の内容ですが、8節の旅費として、ALTが自家用車を使用して、学校の方に出向いている部分での町内異動に伴う費用弁償の増と18節の負担金補助および交付金で、新規JETの渡航の負担金が増となっております。

次に、中学校教育振興事業でございます。本年度予算額 479 万 8,000 円、前年度対比で 302 万円の減でございます。こちらは中学校の教材整備に係る事業で、主な内容としては中学校の学習に必要な教師の指導書や教材、楽器等の購入に要する経費でございます。主な減の内容としては、需用費の昨年度の 4 年ごとの教科書改訂に伴い、教師用の指導書の更新を行わなくてもよいことから、今年度におきましては、432 万 6,000 円の減額となっているものでございます。

続きまして給食センターの部分について説明させていただきたいと思いますので、最後から 1 ページ前の 5 項の保健体育費の方をお開きいただきたいと思います。10 款教育費の 5 項保健体育費、3 目の給食施設費で洞爺給食センターの運営事業でございます。本年度予算額として 3,466 万 1,000 円で、前年度対比で 1,065 万 5,000 円の増でございます。こちらは洞爺給食センターの管理運営に係る事業で、主な内容としては、洞爺地区の 2 校の給食提供に要する調理員の人件費や光熱水費、また、令和 8 年度より食材購入費を含めた経費を計上してございます。主な増減の内容といたしましては、10 節の需用費で、賄い材料費の増、18 節の補助金で、物価高騰による保護者の負担軽減対策として、7 年度は 1 食 100 円の給食費の補助金を計上しておりましたが、こちらは歳入で給食費を受け、歳出で賄い材料費の差額について一般会計の歳出で見込んでいることから、補助金を減額しているものでございます。こちらは給食センターの部分での公会計化に伴う部分での変更点となるものでございます。

次に虻田給食センターの運営事業でございます。本年度の予算額 7,471 万 6,000 円で、前年度対比で 2,195 万 2,000 円の増でございます。こちらは虻田給食センターの管理運営に係る事業で、主な内容は虻田地区、温泉地区の 3 校の給食提供に要する調理員の人件費、光熱水費、また 8 年度からの食材購入費を含めた経費を計上してございます。主な増減の内容といたしましては、洞爺の給食センターと同様に、賄い費の部分での増額、補助金の部分での減額という形での増減が生まれてきているものでございます。

以上で教育推進課所管の予算の説明を終わらせていただきます。

角田社会教育課長

それでは続きまして社会教育費に係る関係予算につきましてご説明いたします。

資料の最初に戻っていただきまして、歳入でございます。14 款使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料につきましては、社会教育施設及び体育施設の使用料としてそれぞれ前年度並みの予算を計上してございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、3 節社会教育費補助金、アイヌ政策推進交付金 145 万 2,000 円につきましては、ICT 遠隔教育事業に係る経費に充当するものです。

続きまして下の表になります。16 款道支出金、2 項を道補助金、7 目教育費道補助金、1 節社会教育費補助金 471 万 2,000 円につきましては、学校支援地域本部事業費補助金で未来塾地域未来塾に伴う財源として 142 万 8,000 円、部活動地域展開に伴います指導員配置促進事業補助金として 328 万 4,000 円とな

ってございます。

続きまして次のページです。

2 1 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入につきましては、1 節雑入で社会教育事業等参加負担金など 135 万 5,000 円となっております。

続きまして歳出になります。3 枚ほどめくっていただいて、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございます。表の右側社会教育管理事務事業は、本年度予算額 596 万 9,000 円、前年前年度対比 19 万 4,000 円での増で、例年並みの予算となっております。

続きまして 2 目社会教育奨励費社会教育奨励事業でございます。本年度予算額 806 万 7,000 円で、前年度対比 100 万 2,000 円の増でございます。この事業はフレンドリーツアー事業や地域未来塾および ICT 遠隔教育事業、男女共同参画関連事業、各種講座及び教室などの開催に伴う経費を計上してございます。本年度の増の内容ですけれども 7 節報償費 80 万円の増、1 3 節使用料及び賃借料で 23 万 6,000 円の増となっております。いずれもフレンドリーツアー事業における参加者の交通費高騰による増額となっております。

続きまして 3 目社会教育施設費です。

社会教育施設維持管理事業につきましては、本年度予算額 2,707 万 5,000 円前年度対比 361 万円の増額となっております。主な増の内容といたしましては会計年度職員の給与改定によりまして、1 節報酬で 97 万円の増、1 2 節委託料高砂貝塚公園の側溝木蓋の防腐剤処理で 60 万 5,000 円の増、1 7 節備品購入費でふれ合いセンター音響機器の更新で 212 万 3,000 円の増額となっております。

3 目です。3 の洞爺湖芸術館管理運営事業となります。本年度予算額 691 万 6,000 円、前年度対比 137 万円の増減となっております。事業概要ですけれども、特別展ワークショップ演奏会の開催を木彫作品の防虫殺虫対策の経費を計上してございます。今年度は 7 節報償費におきまして、特別展開催に係る関係者の移動に伴う旅費ワークショップ及び演奏会開催に伴う報償金で 96 万 7,000 円の減、1 0 節需用費修繕料で、1 階展示室照明の LED 化により 56 万 9,000 円の増、1 2 節委託料で防殺虫薬剤噴霧の回数や特別展作品運搬の減などによって、72 万 3,000 円の減額となっております。

次に 4 目図書館費読書家維持管理事業です。本年度予算額 553 万 9,000 円で、前年度対比 26 万 2,000 円の増額となっており、前年度並みの予算となっております。

次のページに行きます。5 目文化財費、文化財保存整備事業となります。本年度予算額 681 万 4,000 円で前年度対比 891 万 5,000 円の減額となっております。減額につきましては、保育所建設に伴う栄遺跡発掘調査の完了に伴い、1 節報酬、1 3 節使用料及び賃借料、1 4 節工事請負費などで 954 万 1,000 円の減額、また増額につきましては 1 0 節需用費で昨年発掘調査を行った成果報告書の印刷費などを 110 万 2,000 円の増額となっております。

続きまして 5 項保健体育費、1 目体育奨励費、社会体育振興事業でございま

す。本年度予算額 860 万 5,000 円前年度対比 665 万 6,000 円の増となっております。本年度の変更点としましては、7 節報償費で部活動地域展開に係る指導者報奨金 487 万 3,000 円の増、8 節旅費で全国スポーツ推進委員研究協議会にかかる費用弁償で 15 万 8,000 円の増、13 節使用料及び賃借料でプール送迎バス借り上げや施設利用に係る経費として 145 万 5000 円の増額となっております。

続きまして、2 目体育施設費、体育施設運営事業でございます。本年度予算額 860 万 5,000 円、先ほど体育奨励費金額間違えました。本年度予算額 894 万 3,000 円でございます。申し訳ありません。

体育施設運営事業につきましては 860 万 5,000 円、前年度対比 481 万 4,000 円の減となっております。本年度の変更点は、洞爺湖町プール廃止に伴い、1 節報酬が 196 万 4,000 円の減、10 節需用費では、洞爺湖町プールに関わる光熱水費、虻田体育館アリーナの床ウレタン塗装などの修繕が完了したことに伴い、231 万 6,000 円の減、12 節町民プール送迎バス運行委託料につきましては、1 目、社会体育振興事業に振り替えましたことから 40 万円の減額などとなっております。

説明は以上です。

渋川教育長

ただいま、説明がありましたけれども、ご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩崎委員

歳入のところの比較が 6,500 万円すごく大きくなったのは、これはどういったことなんでしょうか。大きく歳入の減になっている。2 ページの下に、2 の歳入。

渋川教育長

15 款の国庫支出金のところですね。

細江教育推進課長

国庫支出金の部分の減額、大きく減額になっている部分ですね。

岩崎委員

はい、そうです。

細江教育推進課長

教育費の国庫補助金の部分については、小学校と中学校の部分で今年度ですね、令和 7 年度においては、エアコンの設置の部分の補助金ですとか、虻田中学校が虻田小学校に移動する部分での一部補助金を活用しましたので、その部分の補助金が大きく計上されていたことで、今回大きな減となっているものでございます。

渋川教育長

他いかがでしょうか。

《なしの声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします

日 程 第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第 3 号 ・ 議案第 4 号	す。 それでは次に移りたいと思います。日程第5、議決事項でございます。 議案第3号洞爺湖町が目指す15歳の姿について説明をお願いいたします。 細江教育推進課長 それでは議案書18ページをお開きください。議案第3号でございます。 洞爺湖町が目指す15歳の姿を別紙のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。令和10年4月、洞爺湖町では町内全ての小・中学校で義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育を導入するにあたり、義務教育を終える15歳の子供にこのような姿に育ってほしいという想像のキーワードの募集、子供たちや町民の方々約80名による熟議を経まして、洞爺湖町が目指す15歳の姿を次のとおり決定したいと思います。洞爺湖町という部分をふるさとと読み替えて、ふるさとを愛し、夢に向かって世界と繋がり、挑戦し続ける15歳を子供と読み替えて、挑戦し続ける子供として、今後、学校だけではなく、町民総がかりで子供たちの成長を支えていく目標として、目指す15歳の姿の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと思います。洞爺湖町教育行政審議会からの答申と、町民からの100を超えるキーワードをもとにした熟議における町民の思いや願いを言葉としてつぐみました。また、19ページの下段には、校長会に校長会により、熟議で多く聞かれた意見の要点をかいつまみ、3点にまとめられたものを掲載してございます。 以上ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 渋川教育長 それでは質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。 岡本委員 熟議の場に参加させていただいたんですけれども、本当に各グループから出された気持ちとか言葉とかをすごくまとめて、そして読み方ですね洞爺湖町をふるさとだったり、15歳をこどもだったり、すごく素敵なキャッチフレーズにまとめてくださったなと思って、素晴らしいなと思います。 渋川教育長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。 《なしの声》 異議なしと認めます。 それでは議案第3号洞爺湖町が目指す15歳の姿につきましては、原案のとおり可決されました。 続きまして議案第4号洞爺湖町立学校の教育職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画について事務局よりお願いいたします。 細江教育推進課長 議案書20ページをお開きください。議案第4号でございます。洞爺湖町立学校の教育職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画を、別紙のとおりとす
---	---

ることについて議決を求めるものでございます。別紙資料をご覧いただきたい
と思います。学校の教職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画の策定に
あたっては、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の
改正により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される改正法に基づき、業務量の適切
な管理や健康確保措置が義務付けられ、教員の長時間労働の是正と心身の健康
確保を目的にして策定するものでございます。こちらの内容を簡単にご説明さ
せていただきます。めくっていただきまして 1 ページでございます。

計画の趣旨と現状としては計画の趣旨として、教育職員の業務の適正管理及
び健康の確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業作りや学校運営
の質を高め、洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンに掲げた教育理念及び教育目
標を達成するための取り組みの一環として位置づけ、学校における働き方改革
を推進し、子供たちのための教育の質をさらに高めていくこととしてございま
す。

2 番目の対象としては、洞爺湖町教育委員会が服務監督を行う学校の教員のう
ち、法律の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 2 条第
2 項に、規定する教育職員全てを対象とするものでございます。

(3)の本町の現状として、平成 30 年 12 月に策定した。洞爺湖町立学校におけ
る働き方改革の指針に基づいて、働き方改革を推進し、令和 4 年 8 月には、所
管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針を示す形で指
針を改定し、これまでの取り組みの結果から、特定の教育職員の業務が多くなっ
ているなどの課題も見られますが、一部の教職員に負担が集中しないよう、業務
の平準化等を進めていくことが必要であるとしてございます。

二つの目標としては、本計画において達成を目指す目標として、時間外材在校
等の時間に関する目標として 1 年間における 1 ヶ月の平均時間外在校等時間を
30 時間以内とする。

二つ目として 1 ヶ月の時間外在校等時間が 80 時間を超えている割合をゼロと
するとし、(2)として、ワークライフバランスや働き方、働きがい等に関する目標
として、働きがいのある仕事だと感じている教職員の割合を 95%にするとしてご
ざいます。

2 ページ目の計画の期間につきましては、令和 8 年度から令和 11 年度の 4 年
間としてございます。

4 番目の実施する業務量管理健康確保措置の計画期間中の重点事項として、次
に掲げている内容を取り組むこととしております。

一つ目としては、学校の業務量の見直しとして、給食の公会計化や教職員以外
の積極的に参加すべき業務として、教育委員会からの依頼する調査通知に対し
て内容を確認するなどし、調査方法の簡素化や合理化を図ることとし、また、令
和 8 年度からは一部の中学校部活動から地域展開をすることなど、部活動指導
者や地域の多様な人材の活用を進めてまいりたいと考えてございます。

また(2)の学校における措置の推進としては、学校が作成する学校経営方針に業
務量の管理健康確保措置の実施に係る内容を盛り込むものとし、各学校の教育

課程における年間の総授業時数や週当たりの授業時数については、指導体制に見合うものとするよう見直しを考えてございます。部活動の休養日も設定し、確実に実行するとしてございます。

(3)番目の教職員の健康及び福祉の額確保に関する取り組みとして、ストレスチェックの実施率を100%にし、職場における業務改善を図るとしてございます。

3ページの部分でございますが、時間外の在校等の時間が月80時間を超える職員やストレスチェックにより、高ストレスが認められた職員は医師への面接指導を行うなど、必要な取り組みを行うとしております。

各職場における定時退勤日を設定し、長期休業期間における学校閉庁日を設定するものとしてございます。

続きまして、4ページの5番の関連する取り組み、今後のフォローアップについてでございます。

取り組みの着実な実行を図るため、毎年度、洞爺湖町教育委員会のホームページで公表するとともに、教育委員会議や総合教育会議において報告することとし、各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化してまいりたいと考えてございます。

各学校においては、校長を初めとして、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施するとし、保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における業務量管理健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協議を得られるように取り組むものとするものでございます。

以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

岩崎委員

出退勤管理システム、勤怠のシステムって、基本どういうことをしていて、そのシステムを入れることによってどういうふうになるのか具体的に。

細江教育推進課長

出退勤システムについては今年度から既に導入をしております。昔でいうタイムカードみたいなものなんです。2年前から校務支援システムというシステムを各学校で導入しておりまして、そこに出退勤、先生方それぞれの出退勤の時間も全部管理することができますので、管理職としてはやはり、どの先生がどのぐらい残って仕事をしているとか、先生一人ひとりの勤務状況についても把握することができるようなシステムになってございます。

岩崎委員

今、現状で80時間を超えたり、これあくまで自己申告ベースのデータからで

すか。

細江教育推進課長

今までですか。そうですね今までは、システムを導入してはいませんでしたので、一定程度、自己申告ベースでの管理をしていたところです。今現在では 80 時間超える部分は、うちの当町にはありません。80 時間はもちろんいないんですけれども、30 時間の部分についてもちょっと数名、各学校数名、若干名ですけどもいるんですけれども、ただ、月平均すると 30 時間は超えないんですよ。ただ、単発的にどうしても忙しい時期、行事の前ですとか、やはり年度の始まりと終わりの時期ですとか、やはり忙しい時期には若干超える先生が数名いるんですけども、そこも本当に 1 名、2 名というような状況まで変わってきております。今年度の部分については、今調査をしている最中ですので、まだ実際の数字の部分では押さえてはいないんですけども、本年度はもういないような状況にまでなっているところでございます。

渋川教育長

各学校エクセルか何か使ってシートを使ってよくやってたんですけど、現在は FeliCa カードってカードで、これですぐもうできるようになってますので、やっぱりさっき課長も言ってましたけど、どうしても成績処理だとか、そういう時期はどうしてもかかってしまうのはあるもんですから、特に今月なんかもそうだと思うんですけども、そういうときはちょっと若干超える先生も言いますけども、例えば夏休み冬休みだとか、そういう時期なんかは、ほとんどありませんので逆に、そう考えると大体ならすと 30 時間以下にほぼなってるかなっていう状態です。

岩崎委員

教職員の方々って、すごく家に仕事を持って帰るというイメージがあって、学校内でそういった勤怠管理をしたりすると、勤怠管理うるさいから 30 時間以内にしなきゃいけないって、持って帰って家で一生懸命仕事するっていう状況になると、それはもう本当、元々のデータを間違った状態で検証することになると思うんで、勤怠管理だけじゃなくて、本来、家に持って帰らなきゃいけないから、他の何か別で事実確認というのはしていかないと労働時間って見誤るのかなという印象がありました。

細江教育推進課長

そうですね、在宅での勤務の部分についても、先に規則定めておりますので、その部分についても持ち帰りの部分については、一応管理体制を徐々に整えてきているところでございます。ただ、今、うちとしては、パソコンの持ち出しは認めてませんので、紙ベースでの持ち出しになってくるので、なかなかやはり先生方も紙だけの持ち出しですと、なかなか家帰ってまでそこまで、結局紙だけじゃやっぱり仕事が進まないというところがあるので、やはりそこはこの中でも、計画の中にもございますけれども、やはり学校の中で、できる限り仕事分担をするような形で一人ひとりの先生方の業務量を減らすというような形で、今後とも取り組みを進めていけたらなというふうに考えております。

・議案第 5 号	渋川教育長 どうしても持ち帰り残業っていうのは、難しいところだなって正直思っています。私も教員やってた経験から言うと、どこまでが業務なのかなと、どこからが例えば自分の資質を高めるための研修なのかなっていう線引きがすごく難しいなというふうに思っておりますし、今、持ち帰っていただいているのはおそらく、教材研究、次の日の授業ですとか、今後、来週やるための授業の準備だとか、そういうところがきっと多いんじゃないかなっていうふうに思っております。ですので私どもとしては、可能な限り持ち帰らないようにということでお願いをしているんですけども、なかなかその実態までしっかり把握っていうところになるとちょっと、また、手を変え、品を変えてやっていかなきゃならないかなと、いずれにしても最終的にこれを目指しているのは、ここにも書いてあるんですけど子どもたちの教育の質を高めるっていうところなんです。先生たちがゆとりを持ってその仕事にあたってもらうことで子どもの質を高めましょうっていうところですので、その趣旨の部分をですね、先生方にやっぱり理解していただきながら、この制度も進めていきたいなというふうに思っております。ちょっと精度を高めていきたいと思います。 吉田委員 参考までなんですけども、現段階で、いわゆるその心の問題でね。休職中だとか。あと、通院治療なさってからとかっていうそういう教職員の方の把握っていうのはありますか。 細江教育推進課長 把握はしております。今、休まれてる教職員の先生方はいらっしゃらないんです。過去にお休みをされていた方で、現在も通院中の方はおりますけれども、現在休まれている教職員は、いない状況です。 渋川教育長 他にいかがでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます。それでは、議案第 4 号洞爺湖町立学校の教育職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画については、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 5 号洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正についてよろしく願いいたします。 細江教育推進課長 それでは、議案書の 21 ページで、議案第 5 号洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正について、次のように規則の改正をするものでございます。 こちらの内容といたしましては、今、承認いただきました洞爺湖町立学校の教育職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画の策定に伴う所要の改定を行うものでございます。では、詳細につきましては、次の 22 ページの新旧対照対照表でご説明をさせていただきます。 こちらの第 4 条第 1 項中の第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号
-----------------	---

・議案第 6 号	を第3号とし、第1号の次に、次の1号を加えるものとございます。(2)第2号として、教職員の業務量管理健康確保措置の実施に関することとしてございます。 議案書の21ページに戻っていただきまして、付則でございます。この規則は令和8年4月1日より施行するものとございます。 以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 渋川教育長 それでは質疑をお受けしたいと思いますがございますでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます議案第5号洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正については原案のとおり可決されました。 続きまして議案第6号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてよろしく申し上げます。 細江教育推進課長 議案書23ページで、議案第6号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について、次のように規則の改正をするものとございます。趣旨といたしましては、親条例の条項変更に伴う所要の改正を行うものとございます。 詳細につきましては、24ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。 第38条中第15条第1項を第28条第1項に改めるものとございます。 議案書の23ページに戻っていただきまして、付則でございます。この規則は令和8年4月1日から施行するものとございます。 以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
・議案第 7 号	渋川教育長 それでは質疑をお受けしたいと思いますがございますでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます。議案第6号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正につきましては原案のとおり可決されました。 続きまして議案第7号洞爺湖町子供サポート室設置要綱の制定についてお願いいたします。 細江教育推進課長 議案書25ページ、議案第7号洞爺湖町子どもサポート室設置要綱の制定についてでございます。洞爺湖町こどもサポート室設置要綱を次のように定めるものとございます。洞爺湖町の子供サポート室というのは、現在も実施しておりますが、今回改めて要綱を定めるものとしてございます。それでは内容について説明をさせていただきます。 第1条の設置でございます。町内の学校に在籍する不登校児童生徒及びその傾向にある。児童生徒に対する教育機会の確保等を推進するため、洞爺湖町子どもサポート室を設置するものとございます。

第2条で、名称及び位置でございます。名称は洞爺湖町子どもサポート室とし、位置は虻田郡洞爺湖町栄町63番地、あぶた読書の家内とするものでございます。

第3条の業務につきましては、サポート室は児童生徒の保護者および校長並びに関係機関等と密接な連携を保ちながら、次の四つの業務を行うものとしてございます。次の四つのものは、下の方に記載しているとおりでございます。

第4条の解説として、第2項で、サポート室の開設期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、第3項で、休室日は洞爺湖町立学校管理規則第32条の3に規定する休業日に準じ、第4項で、開室時間は午前9時から午後3時までとしてございます。

第5条で、構成として、第1号で、教育指導専門員第2号で、その他教育長が必要と認め、認めたものが業務に当たるとしてございます。

第6条から第8条は、入級要件から入級退級の手続きを定めているものでございます。

第9条の出席の扱いでは、サポート室に通級した日は、在籍、在籍校に出席したところとし取り扱うものとしてございます。

第10条では、出席状況報告について、第11条では、経費の負担について定めてございます。

附則でございます。この要綱は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

岡本委員

これは今まで読書の家で、改めてサポート室ということになる。そのようにやっていくということでいいのでしょうか？

渋川教育長

はい、結構でございます。

岡本委員

その中で業務にあたるのは、教育指導専門員もしくは教育長が必要と認めたものということは、教員免許があるなしは、関係はありますか。

渋川教育長

これは、教員免許は要必要ですね。

必要という形でやはり事業の一環としてっていうか出席扱いになるものですから、そのところは教員免許としても必要になるかなというふうに思っております。

岡本委員

教員免許を持った方が対応していくということですね。はい、わかりました。

渋川教育長

その他いかがでしょうか。

岩崎委員

何人くらいを最大で想定しているのでしょうか。

渋川教育長

何とも言えないですね。ここに通ってくるお子さん、それから教室には入れないけど学校にはこれるっていうお子さんは、今、レイクルームで登校していたりとか、全くこれないお子さんもいたりとか、いろいろなケースがあるものですから、また、こういったようなお子さんが出たときには曜日で入れ替えたりとか、いろいろ出てくる可能性があるなというふうに思っております。できるだけ多くの子供たちに就学できないまでも、こういう形できちっとこれるという状況の中から、できれば学校復帰といったようなところが目指せばいいのかなというふうに思っております。

岡本委員

素晴らしい取り組みだなと思うんですけども、やはりちょっと洞爺地区からは遠いので、そこが家族の負担となると、やっぱりここ虻田地区とか温泉地区がギリギリ対象になってくるのかなっていうふうには思うんですけども、いずれそのサポート室を増やす、向こう側に増やすっていうことは、検討にはありますでしょうか？

渋川教育長

確かにどちらかという今不登校でお困りのお子さんっていうのは、こちらの虻田地区の方が多いという実態の中から、これまで取り組んできたものを、制度化しましょうという取り組みで来たんですけども、実際、洞爺地区にも不登校で悩んでいるお子さんもいるっていうことを考えればですね、今後、何らかの形でやっぱりサポートしていく必要があるんだろうなというふうには思っております。ただそれがいつどういう形でっていうのは、今ちょっと具体的なものは持ち得ていないんですけども、やはりそのところは機会均等といった様なところでね、考えていきたいなというふうには、正直私の中では思っております。

吉田委員

読書の家自体が相当もう老朽化している施設なんですけれども、これを機会に新たにハード面で整備するとかっていうそういう予定とか考えてますか。

細江教育推進課長

読書の家自体ですか。

吉田委員

それは全部建て替えるなんていうのは予算的には無理なのかな。特にそういう対象となるお子さんの場合は、環境が明るくてもう本当に楽しく行けるようなね。そういう環境を整えてあげるのが必要かと思いますんでね。なるべくお金かけないで少しでもそういう雰囲気を作っていっていただければと思うんですけども。

角田社会教育課長

そうですね、読書の家自体はもう何とかしなきゃいけないっていう状況ですので、改修なり、移転に合わせてそこら辺も視野に入れて整備していきたいなと

・協議第 1 号	いうふうに思ってます。 渋川教育長 やっぱり子供たちが来て、少しでも明るくなるような、そういう環境が整えられれば一番いいんですけどね。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 それでは異議なしと認めます議案第 7 号洞爺湖町子どもサポート室設置要綱の制定につきましては、原案のとおり可決されました。 それでは、しばらくページ飛びまして、ページ 33 ページになります。 議案第 8 号洞爺湖町プール等の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則についてよろしくお願いします。 角田社会教育課長 それでは 33 ページになります。議案第 8 号洞爺湖町プール等の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則について。洞爺湖町教育委員会行政規則の一部改正及び洞爺湖町体育施設条例施行規則の一部改正洞爺湖町学校水泳プールの管理運営に関する規則を廃止する規定を次のように定めるものでございます。 改定の内容でございますけれども、新旧対比表対照表もございますが、このページでご説明をさせていただきます。 まず第 1 条、洞爺湖町教育委員会行政組織規則につきましては、第 4 条の表中、洞爺湖町プール及び、洞爺湖学校水泳プールを削るものでございます。第 2 条です。洞爺湖町体育施設条例施行規則につきましては、別表中の洞爺湖町プールの項を削り、別記様式第 1 号から別記様式第 4 号について、様式中の洞爺湖町プールの記載を削るでございまして。 最後に第 3 条です。洞爺湖町学校水泳プールの管理運営に関する規則につきましては、これを廃止するものでございます。 一番下です。附則ですけれどもこの規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。 以上、ご提案申し上げます。 渋川教育長 それでは、ただいまの提案につきまして質疑をお受けしたいと思いますがございましてでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます議案第 8 号洞爺湖町プール等の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則につきましては、原案のとおり可決されました。 それでは続きましてページで言うと、次は 41 ページになります。
・議案第 9 号	議案第 9 号洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の一部改正について、お願いいたします。 角田社会教育課長 41 ページです議案第 9 号洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の一部改正に

・ 議案第 10 号

ついてでございます。洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

提案の理由でございますけれども参加予定者を選考審査させるため、洞爺湖町人づくり育成事業選考委員会の設置を明記しているところですが、令和6年10月の機構改革により、課の名称が変更になった後、要綱の変更漏れがあったため、課名の一部を現状に合わせて整理するものでございます。

改正の内容といたしましては、第6条審査会の第3項中、企画防災課長、税務財政課長を企画財政課長に謝る改めるものでございます。

付則です。この訓令は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

ただいまの提案について質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます議案第9号洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の一部改正につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第10号洞爺湖町部活動の地域展開に関する推進計画についてお願いいたします。

角田社会教育課長

43ページになります議案第10号洞爺湖町部活動の地域展開に関する推進計画を別紙のとおりすることについて議決を求めるものでございます。資料につきましては別紙の推進計画をご覧ください。

国では、令和7年12月にガイドラインを改定いたしまして、改革実行期間として、令和8年度から令和13年度までの6ヶ年で、休日については、原則として全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に展開転換することを目指しております。北海道におきましても、国のガイドラインに沿って推進計画を策定中でまもなく決定される見込みとなつてございます。当町といたしましても既にバレーボールやサッカー、洞爺地区では自由研究会などが地域の方によって活動を開始していることから、国や道の方針に沿って町の推進計画を策定し、地域展開を進める上での考え方を示してまいりたいと考えてございます。なお、この推進計画につきましては北海道が現在策定を進めております。推進計画の内容に沿うものでありまして、記載されているものはほぼ道の計画を踏襲したものとなつてございます。

7ページをご覧ください。7ページの真ん中あたりです。5の計画期間ですが、計画期間につきましては令和8年度から令和13年度までの6ヶ年としてございます。

この期間中に地域展開に向けて進めていくという考えでございます。

国や道では全ての部活動について、まず休日を進めてくださいというふうになつてございますけれども、当町では既に平日を含めた活動を行っております。

・ 議案第 1 1 号	ので、それぞれの実情に合わせて進めてまいります。 また今回の計画の中で特に求められているものとしては、9 ページになります。第 3 章ですね。第 3 章の 1 の(3)地域クラブ活動の認定と大きな 2 の(2)、教員の兼職兼業となります。この 2 点につきましては国のガイドラインや道の計画で新たに追加された項目となります。この 2 点はこの後の要綱の制定で、具体的にご提案させていただきます。 その他 1 0 ページ以降になりますけれども、移動手段の確保や情報提供、それから事故や暴力等の不適切行為の防止など、地域展開を進める上で、まだ具体的に検討したければならない項目をここで頭出しをしてございます。この推進計画によりまして、教育委員会の考え方を示すことができますので、これをもとに地域の皆様方の協力や情報の共有を図ってまいりたいと考えてございます。説明は以上となります。 以上ご提案申し上げます。 渋川教育長 それではただいまの提案について、質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 まずは大きな方向性を示すということで、次の議題の議案の第 1 1 号の方で具体的な中身が出てくるかなというふうに思っております。 岡本委員 中身の方でちょっと質問したいと思います。 吉田委員 さっきお話あったようにこれ自体、この推進計画自体はその道のをそのまま踏襲したものということですね。そうですね、その中身の方でちょっとはい。 渋川教育長 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 それでは異議なしと認めます。それでは議案第 1 0 号洞爺湖町部活動の地域展開に関する推進計画については原案のとおり可決されました。 それでは 1 ページめくっていただきまして 4 4 ページ、議案第 1 1 号洞爺湖町立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定についてお願いいたします。 角田社会教育課長 それでは 4 4 ページになります。議案第 1 1 号洞爺湖町立学校教学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定についてでございます。 この制定について、要綱制定の訓令を次のように定めるものでございます。 提案の理由でございますけれども、部活動の地域展開に伴い、洞爺湖町立学校教職員がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動に円滑に従事することができるよう、地方公務員法第 3 8 条または教育公務員特例法第 1 7 条の規定により、洞爺湖町教育委員会が兼職兼業の許可を行うに当たって、必要な事項を定める
--------------------	---

ものでございます。

第2条の申請、兼職兼業の申請につきましては、学校長を通じて教育委員会に提出することとしてございます。

第3条、許可に際して精査を行い、第1号から6号に該当する場合を除いて、申請に応じた許可をすることとしてございます。

第6条、服務につきましては許可を受けて地域クラブ活動に従事する教職員の遵守事項を規定してございます。

そして46ページになります。第7条、勤務時間の報告そして地域クラブに充実した時間の報告書の提出について求めるものでございます。

第8条は兼職兼業の教職員と地域クラブの運営団体との契約については、当事者の責任において直接行うこと。

第9条は、兼職兼業教職員は地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬を受け取ることができるとした。

それから第10条ですけれども。これは適用除外として、教職員が休日等の勤務時間外において無償または交通費等の実費弁償の範囲内で活動する場合は、兼職兼業の申請をしなくてもよいこととしてございます。

最後に付則です。この要綱は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

それではただいまの提案について質疑をお受けしたいと思いますがございませうでしょうか。

まずこれは教職員の働き方の部分ですね。設置の部分については議案第15号のところで担っております。

岡本委員

これは今まで部活動を担当していた先生が、全て兼業というか副職になるということなんでしょうか。今、勤務時間外ってことですよ。勤務時間が4時半までですか。それ以降はもう副業としてみなすってということですか。

角田社会教育課長

対象は全ての教職員が対象になります。

岡本委員

担当してる先生が土日に関しては、この特別な事例を以外に関しては同じ対応ということですかね。

角田社会教育課長

報償を受け取ることができるというふうにしておりますので、その場合は兼職兼業の申請をしてくださいねというような内容になります。ただ、実費弁償程度でボランティアでやりますっていう場合には、兼職兼業は土日に関しては要らない、入りませんよというような内容でございます。

岡本委員

地域クラブがない場合、部活しかないっていう場合には、学校が申請するんで

すか。報酬とかは直接先生が教育委員会に実際の時間等を報告してってことで
すか。

角田社会教育課長

報酬の支払いについては、教育委員会が支払う直接支払うということにして
ございます。

岡本委員

地域クラブがある場合でも。

角田社会教育課長

地域クラブの場合ですね。部活はまた、違うんですけども。

渋川教育長

活動の場合は学校の教育活動の一環としてやってるっていうことで、平日で
あればそのまま流れて、例えば時間外勤務時間外なんかやってても、勤務時間外
については完全に無給です。そこは。平日の場合は。土日の場合部活動でやって
る場合については、3時間で2,700円という金額なんです。それがちょっと増
えるようです。どうも条例が改正されてっていうような状況です。

岩崎委員

最低賃金より少ないですね。

渋川教育長

本当に少しなんですけども、それでも昔から見たらだいぶ良くなったんです
よね。昔は4時間やって500円でしたから私達の時は。それが部活動という
枠組みじゃなくて地域クラブ活動っていうふうになると、そこは学校教育のと
ころから切り離されてしまうものですから、そうしたときには、条件としては勤
務に支障がないこと、それからもう一つは、本人が働きすぎになってないかって
いうところに気をつけながら、学校長やなんかがやってくれと言っては駄目。あ
くまでも本人から申請があって、是非やりたいんだけど、といったような状況の
中で健康状況にも配慮しつつ、やっていただけるっていう時には、例えば平日で
あっても勤務時間以降の部分については、兼職兼業ができますよと。要するに給
料と別に報酬を受け取ることができます。土日についても、お休みの日ですから
先生方は、その日も報酬を受け取ることができますというような形になってい
ます。

岡本委員

部活動と地域クラブの線引きっていうかね、これから全部地域クラブになっ
ていくんですね。部活動という形を13年に移行期間があった後、なくなるって
いうことですね。

渋川教育長

そこが完全に移行できる場所は移行していったほうがいいんですけども、なか
なかその指導者の確保の部分が難しかったりするものですから、全部が全部地
域に行くかどうかっていうのはまだ手探りです。それで今、学習指導要領の改訂
がまきに行われているんですけども、この後2030年から小学校から動き始
めるんです。2040年までは、その学習指導要領を使うんですけども、その中に

まだ部活動という言葉が残るんですよ。今回。ですので、完全に部活動を地域移行にするっていうことは、おそらくとか都会いけると思うんですけども地方になればなるほど難しくなってくるだろうなっていうふうに思って、中学校の中にまだ部活動は残るといったところから、今回も学習授業指導要領に残すっていうような形になってますので、うちの町でもどこまで地域の方に渡していけるかっていうのはまだ手探りです。ですので、後ほどお話も出てきますけど、来年度からできそうなのが、バレーとそれからサッカーと、それから今洞爺の自由クラブ、研究クラブかな。この三つだけなんです。だから残っている例えばバドミントンであったり、吹奏楽であったりだとかそういった部分はまだ手がつけられないっていう状況です。少しずつそれも地域の方の協力をいただきながら、詰めていきたいと思いますというふうなところで、完全に移行できるところまではまだいってないかなというふうに思います。

伊達市さんもですね、結構進んでるんですけども、伊達市も実は二足のわらじを履かせてます。学校の部活動とそれから地域クラブと両方で進めてるっていう形になっております。なかなか地域だけをお願いしていくっていうのは相当ハードルが高いなというふうには思ってます。

吉田委員

なかなかハードルが高いですね。これも後での話とも絡んでくるのかもしれませんがね。兼職兼業ということは、現在少年団とかでボランティアでやってくださってる方いますよね。指導してくださってる方と立場上だとか報酬とかっていうのは、一緒っていうふうになるんでしょうかね。例えばサッカー少年団なんかならほぼ無償でやってくださってるんですけどもこれ、兼職兼業の先生たちがそこへ加わってくれて活動を始めるとなると、その今指導してくださってる方と、新たに加わる先生たちとの立ち位置っていうか、それはどういうふうになるのかなと思って。

角田社会教育課長

立ち位置ですか。

少年団ですのではない。少年団については、ちょっとこれは中学校の部活動の地域クラブ化したときのを前提にしているので、少年団というと小学生のあるんですけれども。

吉田委員

中学校の部活を地域化したときも、夜、今は少年団活動で指導してる方が一緒にやるようになるっていうことではないんですか。

角田社会教育課長

そうやってますね。

吉田委員

そうですね。そういう場合、その他立場としてはどういうふうになるのかなと思って。

角田社会教育課長

指導者としての立場ということなんでしょうか。

・ 議案第 1 2 号	渋川教育長 中学生を指導される方については、指導者として、教育委員会として、まずは認定するんですよ、許可する形になりますんで、その許可された方が教えているっていう状況なんです。それが、たまたま小学校の少年団の指導者と一緒になる場合も出てくると思いますし、別々の場合もあると思います。 それと、学校の先生方も兼職兼業ということで、この部分についても私たちが許可するという形なんです。 その許可された指導者の方が教えている部分については、教員であろうが、一般の方であろうが、同じです。ですので、そこで報酬が発生します。単価いくら、それから、保険も掛けるといった形になっているということです。 岡本委員 今のところが、先生に関することですね。 角田社会教育課長 そうですね、はい。ちょっと順番が前後しますが。 岡本委員 いろいろと質問がでくるので、まずは、はい。 渋川教育長 まずは、そこはよろしいですか。 はい、それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。 それでは議案第 1 1 号、洞爺湖町立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定につきましては、提案のとおり可決されました。 ありがとうございます。 続きまして、ページで言うと 5 1 ページになります。議案第 1 2 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について、お願いします。 角田社会教育課長 はい、5 1 ページ、議案第 1 2 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について、でございます。 洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように改正する訓令を次のように定めるものでございます。 提案の理由でございますけれども、国のガイドラインや道の推進計画、また町の推進計画の趣旨に添いまして地域移行を地域展開、また改革推進期間が終了し、令和 8 年度から改革実行期間となることから、検討委員会を推進委員会として改正するものでございます。改正の内容といたしましては 5 2 ページの新旧対照表でご説明させていただきます。 要綱の名称につきましては、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会を洞爺湖町部活動地域展開推進委員会に改めます。 第 1 条につきましては、「移行を検討」を「展開を推進」に改め、委員会の名
--------------------	---

・議案第 1 3 号	称を地域展開推進委員会に改めるものでございます。第 2 条以下につきましては、「検討委員会」を「推進委員会」、「地域移行」を「地域展開」に改めるものでございます。 5 1 ページに戻っていただいて、附則になります。この訓令は、公布の日から施行するものでございます。以上が提案でございます。 渋川教育長 はい、それではただいまの提案につきまして、質疑をお受けしたいと思います。 ございますでしょうか。 はい、それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます。 それでは議案第 1 2 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正につきましては、提案のとおり可決されました。ありがとうございます。 それでは続きまして、議案第 1 3 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、お願いします。 細江教育推進課長 それでは議案書の 5 5 ページでございます。 洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、別紙のとおり発令いたしましたので、議決を求めるものでございます。 説明資料の教育委員会の人事異動の内示をご覧ください。手元に今、追加でお配りした資料からご説明させていただきます。 本年の 3 月 3 1 日付けの人事発令でございます。 教育推進課長の私、細江幸恵が退職。 本年 4 月 1 日付けの人事異動の内容でございます。課長職につきましては、経済部産業振興課から仙波貴樹さんが教育推進課長に、課長補佐につきましては、春名宣寛さんが教育推進課課長補佐兼学校教育係長から、教育推進課課長補佐兼総務係長兼教育政策係長、教育推進課課長補佐兼総務係長兼教育政策係長の大楽泰生さんが、社会教育課課長補佐兼社会教育係長に、係長といたしましては、役職定年により高木淳市さんが、社会教育課課長補佐兼社会教育係長から、教育推進課の学校教育係長に、主任職といたしまして、小八木香菜子さんが人事の異動はございませんが、主任ということでの内示をしたところでございます。 以上、人事の発令をする議決を提案させていただきます。 渋川教育長 はい、ただいま議案にございましたけれども、質疑ございますでしょうか。 よろしいですか。はい、それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます。議案第 1 3 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動につきましては、提案のとおり可決されました。ありがとうございます。続きまして議案第 1 4 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、お願いいたします。
・議案第 1 4 号	

細江教育推進課長

はい、議案書の56ページになります。議案第14号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、次のとおり内申をしたいので議決を求めるものでございます。

こちらの議案の説明資料によりご説明させていただきます。学校教職員の内申でございます。まず、校長職でございます。虻田小学校につきましては、細野校長先生が虻田中学校に異動、後任は伊達の関内小学校より、浅野美香校長先生が転入されます。とうや小学校につきましては、羽根校長先生が壮瞥小学校に転出、後任は室蘭市立天神小学校より、洲崎陽一校長先生が転入されます。

洲崎校長先生につきましては、校長採用でございます。虻田中学校につきましては、鈴木校長先生が役職定年により白老中学校に転出、後任は虻田小学校の細野校長先生が異動されます。

教頭職につきましては、虻田小学校の山本教頭先生が洞爺中学校に異動されます。後任は虻田小学校の藤澤学教諭が教頭に昇任されます。

洞爺中学校の古沢教頭は白老中学校に転出、後任は虻田小学校より山本教頭先生が異動されることになります。

続きまして教員の部分でございます。虻田小学校においては、今年度より通級指導教室が開設されることにより、1名増になるものでございます。

1名増の部分につきましては、伊達小学校より日浅友子さんが異動されます。

虻田小学校の赤川美佳さんが、豊浦小学校へ。後任は室蘭市の八丁平小学校より木村明雄さん、同じく虻田小学校の藤澤学さんが、教頭昇任により、後任には壮瞥小学校の花田教子さん、同じく虻田小学校の高見誠さんは、伊達小学校へ転出、後任は豊浦小学校の八木啓太さん、同じく虻田小学校の今野先生につきましては引き続き再任用のフルタイムで虻田小学校で任用となります。

次のページになります。洞爺湖温泉小学校の藤田先生が勸奨退職で、この部分については学級減による定数減となります。

とうや小学校の吉村亮先生が、豊浦小学校へ転出、後任には室蘭高等養護学校より宮崎満智子さんが転入されます。

虻田中学校の久保先生に関しましては自己都合退職により、ここも学級減による定数減となっております。同じく虻田中学校の寺澤先生に関しましては室蘭の翔陽中学校に転出、後任には室蘭の室蘭西中学校から島倉健一さん、同じく虻田中学校の細木先生に関しましては胆振の教育局の社会教育主事として、後任には安平町の追分小学校から佐野大樹さん、洞爺中学校では越智先生が室蘭の翔陽中学校に転出、後任には伊達の大滝徳舜督学校から石澤宣幸さんが転入されます。

養護教諭につきましては虻田小学校の山上先生が苫小牧市の勇払小学校へ転出、後任は新規採用で小松茉由さんが着任されます。

栄養教諭といたしましては、とうや小学校の佐藤のどかさんが、むかわ町の鶴川中央小学校へ転出、後任は苫小牧の大成小学校より大上佳苗さんが転入されます。

・ 議案第 15 号

事務職員といたしましては、虻田中学校の大北さんが壮瞥小学校へ転出、後任に登別中学校から大岩真由美さん、洞爺中学校の谷詰さんは引き続き再任用のフルタイムで洞爺中学校の任用となっております。

人事の内申をいたしましたので、議決を求めるものでございます。以上、ご提案いたします。よろしくお願いいたします。

渋川教育長

はい、それでは質疑をお受けしたいと思います。何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、それでは提案のとおり承認することよろしいでしょうか。

《なしの声》

はい、異議なしと認めます。それでは議案第 14 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号、洞爺湖町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、お願いいたします。

角田社会教育課長

はい、今日お配りした議案第 15 号、洞爺湖町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定についてでございます。

その下ですね、まず訂正がございます。洞爺湖町認定地域クラブ活動の認定に許可にが入っておりますけれども、その「許可に」を消していただきたい、削除していただきたいと思います。

洞爺湖町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定の訓令を次のように定めるものでございます。

提案の理由でございますが、第 1 条にありますとおり、国のガイドラインの地域クラブに関する認定制度に基づき、洞爺湖町として地域クラブ活動の認定を行うにあたり、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条、認定要件につきましては、1 号から 7 号に該当するものとしております。1 号は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること。2 号は適切な活動時間や休養日が設定されていること、3 号は可能な限り低廉な参加費等が設定されていること、4 号は適切な指導体制、5 号は適切な安全確保の体制、6 号は適切な運営体制、7 号は学校等との連携が適切に行われていることなどが要件となっております。

第 3 条は認定申請の手続きで、第 4 条も同様です。教育委員会に申請して、教育委員会が認定することとなります。

第 6 条につきましては、認定の有効期間ですけれども、地域クラブに認定してから 3 年間、その効力が発生するということとしてございます。

第 7 条、変更があった場合の届出について、第 8 条は認定された地域クラブ活動を休止する場合の届出について、第 9 条は、認定地域クラブを廃止する場合の届出について定めるものでございます。第 10 条は、認定の取消について、1 から 3 号に該当する場合、教育委員会は認定を取り消すものとするとしております。

1号は、不正な手段等により認定を受けたとき、2号は指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき、3号は洞爺湖町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定の取消しの申出があったときです。

それから第11条でございますが、教育委員会は認定地域クラブに対して活動状況を把握して、必要な指導助言を行うものとする、第12条は教育委員会は認定地域クラブに対して1から3号に記載のことに关して支援をすることを定めるものでございます。最後に附則でございます。本要綱は令和8年4月1日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

はい、それではただ今の提案について質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

岡本委員

この認定地域クラブ活動というのは、今現在、例えば中学生が活動している洞爺湖町を主な活動場所として活動している地域団体であれば、どの団体でも利用できるということでしょうか。

角田社会教育課長

基本的には、今ある部活が地域クラブ化したということが、まずひとつです。

実際に活動している中学生が入っているクラブがあれば、それも認定することは可能だと思っています。

岡本委員

洞爺中学校ではじまっている、自由研究クラブのような新しく活動を始めた団体があっても申込すれば認定されるということですか。特に人数の要件とか、条件はないのでしょうか。

角田社会教育課長

要件としては、人数はありません。

岡本委員

1人からでも。

角田社会教育課長

はい、人数は特に定めておりませんので、ただ色々と認定要件確認書というのが様式の第2号であるんですけども、こういったところが合致すれば、認定されるということです。

認定要綱の制定を急ぐのは、中体連の関係があったものですから、それでご提案させていただいているんですけども、競技に関しての中体連に関しましては2年間についてはクラブ認定されなくても直接申し込めるというような弾力的なものになっております。ただ、認定要綱が制定されたところについては、これに沿って申し込んでいただくことになります。

4月末で中体連の締め切りとなりますので、2年間は、弾力的なものになっております。

競技を伴わないものにつきましても、こういう地域クラブについては申請していただき、クラブ認定していただく形になります。

岡本委員

これは指導者に関して、報酬というものはあるのでしょうか。
人数も関係ないのでしょうか。

角田社会教育課長

一度に指導できる人数というのは、大体決まっているんですが、その実質の人数で指導者登録していただいて、申請書と一緒に登録していただくということになります。ですから、それが指導者登録している人が全員、毎日指導に当たっている訳ではないので、活動報告書をいただいて、そのうえで指導者にお支払するという形になります。

岡本委員

土日の活動は、かなり長い時間になると思いますが、それも全部お支払いするということですか。

角田社会教育課長

そうですね、お知らせいただく報告書によって、そのうえでお支払いします。

岡本委員

先生に関しては決まっているんですか。平日の金額は決まっていますよね。それと同じような金額ですか。

角田社会教育課長

はい、まったく同じです。同じ金額で。

渋川教育長

土日については休日なので3時間まで、平日については2時間というような形で、部活動に準じた形での時間の制約は盛り込まれています。

平日4日かな、それから休日1日のどちらか、というのがルールでありますから。

要するに2日、1週間の中でお休みをとってください、というようなルールになっています。

岡本委員

例えば少年団活動だと、洞爺湖町以外の子供たちも参加されますよね。そういう場合には市町村間のやりとりがあるのでしょうか。

角田社会教育課長

最終的には協議会を立ち上げて調整することが必要だと思う。

それには負担金だとか、お互い出し合ってやることを将来的には考えていきたい。

ただ、まだこういう制度上のものがバラバラなので、1市3町でやっているところは進んでいるし、どうゆうふうにしり合わせていくか、まずは豊浦、壮瞥、洞爺湖町と、3町で指導者の1時間単価は揃えましょうということにしています。それは伊達と同じように1時間いくらということ。

そういったところを徐々に積み上げていって、最後は一体でやっていきたい

と考えております。

岩崎委員

香川でやっている柔道少年団は含まれるのか。

角田社会教育課長

柔道に関しては来年度の予算には入っていないです。

ですので、柔道については、来年度もそのままでやっていただきたいと思っています。ただ、この制度ができますので、今後どうしていくのかは、教育委員会と学校とで話し合っ、そのうえで決めていきたいと思っています。

岩崎委員

クラブ活動というのは、報酬だけではなくて、それ以外にもいろいろとお金がかかってくると思うんですけど、そういった部分に関しても町で認定したクラブに関しては予算の中から補填されるということですか。

角田社会教育課長

基本的には保険と指導者の謝金、それが基本になります。その他のものに関しては地域クラブの会費で賄うことになるので、もしどうしても必要なものが出てきたら、相談は受けますので、自由に言っていただければと思います。

吉田委員

要綱そのものは、これで問題ないと思うんですけども、具体的なことを聞いてもいいですか。今、想定しているのはバレーとサッカー、あと洞爺地区の自由クラブですか。バレーの場合はバレーボール協会が主体となって持ってくるんですか。

角田社会教育課長

今はバレーボール協会がお手伝いという形で事務局的なものをお手伝いしていただいている。ただ実際にイグナイトという団体につきましては保護者会が立ち上がりまして保護者会のほうで運営を担っている。あとは指導者というようなかたちです。ですからバレーボールについては、うまく回っているかな、という状況です。

吉田委員

練習場所についても町内で場所の確保ができるということですか。

角田社会教育課長

はい。あぶた体育館を想定しています。

吉田委員

サッカーの場合は、例えばサッカーの練習場や指導者の問題とか、まだ決まっていないんでしょうか。

角田社会教育課長

3月、先週の15日に保護者説明会をして、正式に中学校のクラブを立ち上げたところです。指導者も3人確保しておりまして、部員が10人でスタートということになりました。ですから、こちらもしっかり固まっておりますので、練習場所は夏場はポロモイで、冬は母と子の館で、ということで話をしております。

吉田委員

ポロモイでやるとしたら、例えば本町地区の子供たちは送迎が必要になるという問題も出てきますよね。

角田社会教育課長

そうですね、今のところ町では送迎ができないので、保護者の中でお願いしますということを先週、申し伝えたところです。

吉田委員

洞爺の自由クラブというのは実際、どういうことをやっているのでしょうか。

角田社会教育課長

今年度につきましては、5月に立ち上がったんですけれども、弓矢を作ったりいろんな火おこしの実験道具を作ってみたり、それをレポートにまとめて、新年度も活動を続けていくということで伺っています。

岡本委員

先ほどの柔道が対象外というのが何故なのかなという、理由がわからないんですけれども、どういった要件で外れるのでしょうか。

角田社会教育課長

今は学校にある部活動をまずは、というふうに考えている段階で、柔道に関しては位置づけとしては校外部となっているので、少年団として立ち上がっているのも、そちらはそっちでというふうに考えていたものです。

岡本委員

うちの子もやっていたので、中学生に関しては練習の時間が足りないと思うので、別の日にちを設けて特別に中学生向けに考えていただくとか、少年団と全く一緒に練習ではなく、指導者の方もその日は練習を多くしてくれたり、豊浦の方たちも増えてきている。

ほかの活動とちがう。柔道は部活がないので、少年団が受け入れの窓口になって、地域移行としては成功した例だと思っているが、逆に成功した例が補助の対象にならないで、自由研究クラブのように立ち上げたばかりのところには認定されて補助金というか補償が当たるというのは、バランス的にちょっとどうなのかなと思うんですけど。

角田社会教育課長

基本的には自立していただければ、それが一番理想的な形だと思っているんですけれども、こちらのほうが移行するのにそっちのほうから優先させていただいたということです。

ですから、全部が全部クラブに認定するという必要は、少なくとも僕の中では思っていないんですけれども、必要であれば申請していただければというような感じでとらえている状況です。

岡本委員

中学生が地域で活動するクラブであれば、認定クラブとして手続きをとって何らかの、もちろん今まで家族負担になってきたことですが、そこも当然対象になってもいいんじゃないのかなと思うんですね。中体連の費用は中学校から出していただいたりしてたんですが、そうすると豊浦も出たりして、その

費用負担はどうなるんだろうということも出てきたので、今後おそらく認定として申請したら、おそらく対象になる団体だと思うので、今後やっぱり洞爺湖町で認定するクラブという枠に制限はいらないんじゃないかなと思うので、はい。

角田社会教育課長

制限している訳ではなくて、これは今、この制度は今までなかったもので、認定もできなかったというのもあるんです。これから、制定して、色々とお話し合いをさせていただきたいという風に思います。

渋川教育長

今、過渡期にあるというところなんですね。実は地域で行っていただいているクラブ活動の基本は何ていうかな、費用負担は保護者の負担で運営していただく、というのが大原則なんですよ。ただし、それができないっていうような中で、これをやらなきゃならないということで、国のほうで今の段階で補助金をつけて、少しそっちのほうに動かしましようという話で動かしているというふうな形なんです。ですからこれまでも例えばサッカーなんかは、自分たちで会費を払ってやっていた、そういうところは是非それを持続してください、というところなんですよ。ただし、そこでうまく動かなかったり、こういう制度に乗っかるというところはのっかってもらいましょう。ただし認定するのは今のところ教育委員会でやってますけれども、いずれは、これも地域のほうに動かしていこうと思っています。

要するに財団であったりだとか、NPO法人も作っていただいている、受け皿団体を作っていただいて、そこに町から補助金を出す形にして、認定から何から全てそちらの方でやっていただくっていうふうにして考えている。だから全部が全部ここに乗っかってくるかといえはなかなか難しくなってくる。

じゃ、珠算はどうか、書道はどうか、いろんな習いものをやっていることをすべてここに流れ込むのか、というと、またその線引きも難しくなってくるというところで、今本当に過渡期の中でどこまで認めてどこで線を引くかっていうような流れ、各地域でやっているものですから将来的にやっぱりいろんな事例を参考にしながらうちの町もどこまでできるだろうねというところを検討していく形になるかなという風に思っていて、今はとりあえず、学校にあるものを何とか地域にお願いしていこうという流れで、です。今後、今あるところがどうかたちなのか、まだ手探りなんで、まだ何とも言えないですが、そういうところですよ。

なかなかストーンと落ちてこないと思うんですけど。

吉田委員

虻田中学校は吹奏楽部が活動してますよね。

吹奏楽部はそういう地域移行の動きはないんですか。

角田社会教育課長

まだ、難しいというか、虻田も洞爺もありますんで、それを一緒にできるかどうか、まず入り口の段階で、どうやって練習して、どうやって目的を一緒にする

か。

吉田委員

せっかくあれだけ活発な、一生懸命活動してるんだけどね。

なんとかしてあげたい気がするんだけど。

角田社会教育課長

そうですね、指導者の方は何とかなるかなとは思いますが、練習が、というところが。

渋川教育長

最終的に同じ町の中で同じものが2つあるというのはどうなんだ、というところを考えると我々は、できるだけ大きな、例えば伊達市や登別市なんかを見ると、ひとつになってる、要するに種目は1つ、そこにみんなが寄ってくるという形になるんです。だからそういうことを考えるうちに、今課長が言ったように2つ同じ吹奏楽部があって、それを1つにできるのかできないのか、その今、入口のところから考えていかなければならない。

いずれはこれを3町でやりましょう、伊達市も入ってきたときには、じゃあどういう配置にしたらいいのか。実際のところ、本町地区でも、先ほどの柔道の件で、お隣の伊達市で受け入れていただいているんですよ。伊達に行きたいということで、本来的にはどうなんだ、という意見もあるんだけど、それでも伊達市の教育委員会と話をしたら、いいですよということで受け入れていただいているんですけども、だから今、洞爺地区にある柔道も、本当にそこだけでいいものか、豊浦からも来ているのであれば、じゃあ柔道の拠点を全部香川にもっていくのか、だとか、いろんなことを考えて将来の絵を描いていかなくては、ポツポツとばらまいては結局今の中学校の部活動と同じで、長続きしていくのか、どうなのかなと、地域をもう少し広く考えたときに、その中で子供たちに地域の中の文化とかスポーツの継承ということを考えていかなければならないのかなと、非常に悩ましいところです。

岡本委員

現状ある、吹奏楽部だとかは、そのまま地域に移行できなければ部活として残るというところですね。

渋川教育長

そうですね。

岡本委員

楽器も時々補修があったりだとか、そういったものも補助が入ったりしてましたが、そういうのも続くということですか。

渋川教育長

そうですね、そういう形になるのかなと思います。だから部活動として残さなきゃならないものはやっぱり、当面、2040年までは学習指導要領に乗っかるので、なりますけれど、ただ、果たしてそれがいいものなのか、先ほどあった例えば先生方の働き方改革だとか、いろんな流れの中で動いているものですから、その辺のところは動いていく中で検討を重ねていくしかないのかなというふう

には思います。

なかなかこう簡単に結論が出ない問題で、国がどんと決めてくれたのは良いのか悪いのかわかりませんが、地方に丸投げされてるものですから、それぞれの地域の実情に応じてやっていくしかないのかなあっていう感じですね。

こうやって考えている間にも子供の数も減っていく中で、しかし子供にとっては選択肢をある程度確保していかなければならないし、じゃあそれぞれの市町の間で協議しながら何ができるのかというところを考えていかなきゃならないということかな。

どうもストンと落ちないだろうと、重々わかっているんですけども。

岡本委員

たとえばその部活動を指導できる方の募集っていうのか、呼びかけっていうのは、今後していくんでしょうか。

角田社会教育課長

団体と協力しながらですね。

吉田委員

ぜひともその、町内の文化団体とか外部団体があるんで、そのきちっとしたところの力もお借りしながらですね。

岡本委員

学校支援ボランティアって登録がありますが、部活動支援のボランティアっていうものって特別募集するものはないのかな、とか思ったんですけど、今、町内にはこういった部活動とかの活動があって、こういった内容でお手伝いを募集してますっていうボランティア登録も、別にあってもいいのかなと思ったんですけど。

角田社会教育課長

指導力自体、あるものを活用しよう感じなんです。だからその学校支援ボランティアの皆さんにお声かけして、こういったものがありますよ、とか伝えることは可能なんです。おっしゃるとおり部活動の支援というところでも募集しても良いのかな、と思います。

渋川教育長

指導できるということだけではなく、見守りといった部分でも、そういった方のボランティアも当然必要だと思いますので。

おそらくですね、考えれば考えるほど、いろんなことが出てくると思うんですけど、なかなか悩ましいところなんですけど、今回に限らずですね、またいろんなところで協議会だとか、そんなところでご意見いただけたらな、と思っております。

はい、いかがでしょうか。それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

はい、異議なしと認めます。議案第15号、洞爺湖町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定については提案のとおり可決されました。ありがとうございます。

日 程 第 6 【 そ の 他 】 日 程 第 7 【 閉 会 】	ざいます。 それでは日程の第6、その他でございますけれども、委員のみなさん何かございますか。事務局、何かありますか。 《なしの声》 それでは以上をもちまして洞爺湖町教育委員会令和8年第2回定例会を終了させていただきます。 皆様お疲れ様でございました。 14：25 閉会